

平成22年度（平成21年度対象）

教育に関する事務の点検及び評価

報 告 書

平成22年8月26日

三条市教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などの対する理解を深め、これら愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

○三条市総合計画・実施計画の想定される主な取り組み
及び教育施策上の重要課題による点検評価

項 目	担 当	評価	ページ
【豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり】			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実	小中一貫教育推進室		
(1) 小中一貫教育の推進		B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施	学校教育課	C	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施	学校教育課	B	6
(4) 食育・体力づくりの充実	学校教育課	A	8
(5) いじめ・不登校対応の充実	学校教育課	C	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実	学校教育課	B	12
2 学校と家庭・地域との連携の推進			
(1) 三条版放課後子どもプラン	子育て支援課	B	15
(2) 家庭教育講座の開催	子育て支援課	B	16
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	A	17
(4) 子どもの基本的な生活習慣定着の取組	子育て支援課	B	18
(5) 学校評議員制度の活性化	学校教育課	A	19
(6) スクールアシスタント制度	学校教育課	B	20
(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築	学校教育課	B	22
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			
(1) 生涯各期における学習機会の提供	生涯学習課	C	24
(2) 現代的課題などの学習	生涯学習課	B	25
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり	生涯学習課	A	26
(4) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習課	B	27
(5) 生涯学習指導者の育成	生涯学習課	B	29
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			
(1) 指定文化財などの対象調査・保護	生涯学習課	B	31
(2) 埋蔵文化財の調査・保護	生涯学習課	B	32
(3) 文化財保護団体等への支援	生涯学習課	A	33
(4) 文化遺産の公開・活用	生涯学習課	A	34

※評価…A：目標を上回る成果に達したもの

B：ほぼ目標どおり

C：目標の成果に達しなかったもの

○ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成21年度）

1	三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	35
2	教育委員の学校訪問	37
3	教育委員の行政視察	37
4	教育関係会議への教育委員の出席	38
5	その他の出席	38

○ 三条市教育事務点検評価委員会

1	三条市教育事務点検評価委員会要綱	39
2	三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	40
3	三条市教育事務点検評価委員会開催状況	40

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

《主な取組》

(1) 小中一貫教育の推進 【小中一貫教育推進室】

次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を推進する。

(2) 学力向上研修会や教科部会公開授業等の実施 【学校教育課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育 【学校教育課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

(4) 食育・体力づくりの充実 【学校教育課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) いじめ・不登校対応の充実 【学校教育課】

相談員を配置し、保護者や児童生徒、学校・教員への相談支援の充実に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【学校教育課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

《平成21年度の点検、評価等》

1-(1) 小中一貫教育の推進

【小中一貫教育推進室】

【目的】

子どもたちが未来を拓き、力強く生きるための「確かな学力」「豊かな心・個性」「健やかな身体」を身に付けること。

【内容】

三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するため、「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、次の事項を推進した。

- ① 小中一貫教育に関する広報・啓発
- ② モデル中学校区以外の中学校区における小中一貫教育検討組織の構築及び全中学校区における小中一貫教育の推進
- ③ 小中一貫教育検討委員会による小中一貫教育推進の全体調整

【主な事務事業】

- ① 小中一貫教育に関する広報・啓発

「三条市小中一貫教育基本方針」に基づく具体的な取組を周知するため、広報さんじょうでの2回の特集や毎号の定期連載コラム、市ホームページの掲載、全戸配布のリーフレット作成や、市民も対象にした教育講演会の開催（1回）、管理職、担当者別の教職員研修会の開催（4回）のほか小学校就学時検診実施時における説明会（6回開催、ほかに資料配布18校）を行った。そのほか、各中学校区ごとに「小中一貫教育だより、ニュース」を7中学校区で延べ37回、学区内の世帯に配布を行い啓発に努めた。

- ② 各中学校区の小中一貫教育推進協議会等の開催

各中学校区における小中一貫教育を推進するため、小中一貫教育推進協議会を開催し、目指す児童生徒像や組織の確認を行うとともに、学校、保護者、地域の意見を反映しながら、平成21年度の取組について検討・協議を行った。

また、第一中学校区及び第二中学校区推進協議会では、施設整備に関して、小中一体型施設整備構想について検討・協議を行った。

- ③ 小中一貫教育検討委員会の開催

「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、具体的に小中一貫教育を推進するため検討委員会を7回開催し、第一中学校区小中一体型施設整備構想案ほか、各中学校区の推進計画の全体調整を行った。

【評価】B

小中一貫教育講演会の開催や広報さんじょう、市ホームページの掲載、小中一貫教育だよりの発行、リーフレットの全戸配布を通し理解を図ることができた。

また、第一中学校区及び第二中学校区の小中一体校の施設整備構想について、小中一貫教育検討委員会、両中学校区における小中一貫教育推進協議会などの検討組織を通じた検討・協議が行われ、小中一体校の整備構想を推進することについて確認が図られた。

これに基づき、学校、保護者、地域の意見が反映されるよう両中学校区推進協議会に、「施設検討部会」が設置され、設計に当たっての基本的な検討を進めるとともに、プロポーザル方式により基本設計・実施設計業者を選定し、次年度からの具体的な基本設計・実施設計の協議を行う体制づくりが図られた。

さらに、モデル中学校区以外の7つの全ての中学校区において推進協議会が整備され、学校、家庭、地域が一体となって小中一貫教育を推進する体制が構築された。

【今後の方針】

引き続き、小中一貫教育検討委員会の開催により、市内全体の推進方策を検討していく。

モデル中学校区においては、学校、保護者、地域の連携をより強化していくために「地域連携部会」の開催、各小中学校単位の「よりよい教育環境づくり協議会」を開催しながら、小中一貫教育の成果の検証や課題等を検討していくものとする。

また、モデル中学校区以外の中学校区においても、モデル中学校区の取組を参考にしながら評価活動を実施し、成果と課題をふまえ取組の改善を図りながら、中学校区の取組を充実させていくものとする。



小中一貫教育推進協議会

1-(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向け、「学力向上研修」・「新人研修・中堅研修」や中学校区・教科部ごとの公開授業（協議会）を行う。

また、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を目指した学校訪問を進める。

併せて、小中一貫教育カリキュラムを作成する等、小中一貫教育を推進していく。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト会議

各校の主任（教務主任、研究主任、教科主任等）を活かした「学力向上プロジェクト」を組織しながら、各学力調査（NRT、全国学力・学習状況調査）の結果分析と学力向上に向けた具体的な改善の方策の協議を行った（全体会議は1回。各中学校区では2～3回開催）。モデル中学校区での道徳、特活、総合の小中一貫教育カリキュラムを作成した。

② 新人研修・中堅研修

2～6年目までの教員に対して授業力の向上を目指した「新人研修」を、7～10年目の教員に対しては指導力の向上と教育論文の作成を目指した「中堅研修」を実施した。新人研修は28人に対して4回開催、中堅研修は11人に対して4回開催した。

③ 各種学校訪問の実施（各中学校区公開授業と協議会を含む。）

学力や授業力向上を目指した学校訪問を行った。また、中学校区ごとに年間2～3回の公開授業（小学校・中学校で開催）を行い、協議会では小中のお互いの良さや問題点を確認し合いながら、授業改善に向けた指導を実施した（訪問回数99回）。

【評価】C

第一指標「全国標準学力調査（NRT）結果」について国語・数学の平均を52.0とする目標は未達成、第二指標「学力や授業力向上にかかわる学校訪問数」は、目標68回に対して99回で達成したが、総合評価を「C」とした。

NRTでは、全国平均の偏差値を維持しているものの、前年度平均より0.7ポイント下がっている。学力向上に向けて、①落ち着いて学習に集中する学級づくりを進める。

②生徒の自立的な活動を推進し、生徒自身で学力を高めていこうとする気運を高める。

③NRTの結果を分析し、改善点を確実に実行する。④「考える授業」を確実に思い思考力を高める。⑤子ども一人一人に目を向け、特に学習の苦手な子について、一つ一つできるようにする。以上5点を確実に実行していけるよう取り組みを進めていきたい。

学校訪問を通じて学力向上、授業力向上に向けた各学校の意識は高まっている。今後も訪問を通して「考える授業」の着実な取組を進めていく。また、小中9年間の学びを意識した授業の改善を進めていく。

なお、新人研修・中堅研修により、若手教員の授業力が向上し、魅力ある授業が行われるようになってきた。

【今後の方針】

三条市では、22年度を小中一貫教育元年と位置づけている。小中一貫教育は、中学へ行くと学力や学習意欲が低下していく、いわゆる「学びにおける中一ギャップ」を解消するためにも有効であると考えられる。具体的に、次のような点を大切にして学力向上を図る。

- ①小中の授業交流を進める。
- ②9年間の学びを意識した教育を進める。
- ③前期、中期、後期、各期に応じた教育を進める。
- ④【評価】で掲げた5点を確実に実行するよう働きかけていく。

小中一貫教育の先進地を見ても、急に学力が大きく向上するということはない。数年間を見通した長いスパンの指導を通して、一步一步着実な成果をあげていきたい。

毎年、30～40名の若手教員が、指導主事とともに学び合い力をつけてきている。計画訪問や要請訪問では、学校教育課の指導主事の指導により、学校にやる気や元気が出て、それが学力向上につながるように、今後とも我々自身が努力をしていかなければならない。



小学校の英語授業（小中の教師によるT・T授業）

*T・T授業…(Team Teaching の略)一つの授業に複数の教師がかかわることで、よりきめ細かい指導を行うことをねらいとした授業形態

1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の実施

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

ものづくり、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りの持てる郷土愛の育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条の刃物（ものづくり）の伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ぶ機会を児童生徒に提供していく。21年度は、小学校で1校1回以上（1学年）和釘づくり・小刀を使った活動を、中学校で1校2回（2学年）木工用具学習・包丁研ぎを実施し、合わせて4,023人の参加があった。

② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」を育む5つのプロジェクト（子どもの科学教室、発明工夫・模型工作教室、わくわく科学フェスティバル、科学ゼミナール、科学研究発表会）を推進することにより、三条市の子どもの科学への興味関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもを育むことを目指した。878人の参加があった。

【評価】 B

刃物（ものづくり）教育では、教職員のよい学習だったかどうかの評価は5段階評価で4.8であった。子どもの評価は、「とても楽しかった」「楽しかった」とする割合が96.0%と高い評価になった。

科学教育では、ほとんどの事業で参加者の満足度は95%を超え、子どもたちの関心・意欲を高めることができた。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育では、移動手段としての茜号、スクールバスなどの利用をPRして鍛冶道場の活用を促し、児童生徒が三条金物や刃物の歴史を学んだり、和釘や刃物づくりをしたりする機会を増やしていくことが大切であると考えている。今後も、今年度の推進方法を一層充実させていきたい。

科学教育では、児童生徒の興味・関心に応え、理科好きな児童生徒が大勢育つように、講座の複数担当制や専門家の招聘、専門的な会場の利用等により、今後とも質の高い事業を提供し、事業を充実させていく。また、「科学ゼミナール」では、よりたくさんの児童生徒が興味・関心をもって参加できるよう、魅力ある講師や内容の選定をしていくことが課題である。



和釘づくり



包丁研ぎ



わくわく科学フェスティバル

1-(4) 食育・体力づくりの充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒の食育に関する意識が高まり、体力の向上が図られること。

【内容】

食育では、学校食育推進事業を年度ごとに各校に拡大し全小中学校で実施する。

体力づくりでは、児童生徒の体力の実態を明らかにし、弱点を克服する取組（準備運動・授業改善・遊び等）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る（1学校1取組）。

【主な事務事業】

① 1学校1取組

まず、年度当初に行われる「体力テスト（8種目 ①握力②上体起こし③長座体前屈④反復横とび⑤20mシャトルラン⑥50m走⑦立ち幅とび⑧ボール投げ）」の結果を基に、学校ごとに、体力で落ち込んでいる部分（運動）を把握する。次に、その弱い部分の底上げができるように、各学校で対策を練り計画的に体力向上が図られるよう実践する。その後、弱いところがどれだけ伸びたか検証し、次年度に活かすようにする。

② 学校食育推進事業

子どもたちが生涯を健康に暮らせるための食習慣を確立させるため、学校教育における食育として個別指導会、食育講演会・講話、食育授業等を計画的に実施する。

【評価】 A

体力テストの32項目（8種目×2学年（小5・中2）×2（男女別））中、国の平均を上回ったのは24項目であった。国の平均を下回った項目は、8項目であった（小5男子の50m走、小5女子の上体起こし・長座体前屈・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ、中2女子の20mシャトルラン、ソフトボール投げ）。今後、走力・投力等を重点に取組の強化が必要である。

また、県と比較すると、全体的に女子の体力がやや低い状態が見られる。また、特に体を動かす子とそうでない子との二極化が進む傾向にあるので、低学年のときから、体を動かすことが好きになるような取組（準備運動・授業改善・遊びの活用等）を継続して進めていく必要がある。

学校食育推進事業の実施校については、33校中、平成19年度が18校、平成20年度が25校、平成21年度28校と、目標を上回る実施状況であった。

【今後の方針】

各学校では、体力的に落ち込んでいる走力や投力などの弱点部分が分かったので、次年度の体育に活かすように、例えば柔軟体操を取り入れた準備運動を継続的に行うなどの授業の改善を行う。

さらに、県の取組として、「トキめき体力づくり認定証」制度があるので、これらの取組を市内全小中学校へ呼びかけ、運動することへの意識付けを図っていく。

また、学校食育推進事業については、平成22年度は第一中学校区を新たに実施し、市内全小中学校での実施を目指す。



5分間走（業間の時間）



校内マラソン大会



食育の授業

1-(5) いじめ・不登校対応の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒のいじめを根絶し、不登校を減少させること。

【内容】

いじめ・不登校に関する相談員等を年次計画的に配置し、保護者や児童生徒、教員への相談支援の充実に努めるとともに、いじめ・不登校を生まない学校づくりを進めることで学校教育の充実を図る。

【主な事務事業】

① 適応指導教室の開設

適応指導教室嘱託員 3 人、不登校児童生徒訪問指導員 3 人、不登校児童生徒支援員、適応指導教室臨床心理士、サポートネットワーク指導員各 1 人を配置して、関係者の連携によりいじめ・不登校等の改善に努める。

② 心と学びの教育フォーラムの実施

中学校区ごとに「いじめ対策委員会」の組織化に努め、学校、家庭、地域の連携を図ることにより、いじめの防止を図る。

【評価】 C

平成 21 年度の不登校児童・生徒数は 107 人（児童 24 人・生徒 83 人）だった。各学校とも「中 1 ギャップ解消プログラム」の自校化を図り、さらに「中学校区プラン」を作成して不登校児童生徒の減少に向けて取り組んできた。不登校児童生徒数は平成 20 年度比で小学校は 7 人増加したものの、不登校発生率は、県・全国からわずかに下回った。

適応指導教室で指導を受けている児童生徒は 21 名おり、卒業後も心配な生徒は「若者サポートステーション」に繋げている。

また、平成 21 年度はいじめ認知件数は 53 件（児童 17 件・生徒 36 件）だった。いじめ根絶県民運動が展開され、各学校でも 6 月と 10 月のいじめ根絶強調月間を中心にいじめ根絶に取り組んできた。さらに、全中学校区で「心と学びの教育フォーラム」、「いじめ根絶スクール集会」を開催し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ根絶への機運を高めた。認知件数は、平成 18 年度にいじめの定義が見直されてから横ばい状態にある。

さらに、「心と学びの教育フォーラム」が 9 中学校区で実施され、「いじめ根絶スクール集会」と合わせて開催したところが 6 中学校区あり、総数で 4,122 人（児童生徒 3,671 人、大人 451 人）の参加があった。地域や保護者が児童生徒と交流できる貴重な場となったが、反面、昼間行うことにより大人が参加しにくいという課題も残った。

三条市SSN事業は、子ども・若者総合サポートシステムの問題行動部会と統合し、学校と家庭では解決が難しいケースについて、サポート会議を開催しながら対応している。また、適応指導教室活動の理解が深まり、通級指導や訪問指導を受ける児童生徒が増えている。平成18年度以降を見ると、小学校の不登校児童数は横ばいだが、中学校で不登校が増加することを深刻に受け止めている。

ケース会議や事業面では成果を上げてきているし、いじめにおいても成果が上がって、減少している。

【今後の方針】

中学校へ入学すると不登校が増えることを深刻に受け止めている。小中一貫教育をさらに推進し、個別にケース会議を開いて、引き継ぐ等しながら「中1ギャップ」解消に努める。今年度、新規事業の『子ども・若者総合サポートシステム』を機能させながら、保護者や児童生徒・学校への相談支援の充実に努めていく。

いじめについては、今後も各学校でいじめ根絶に向けた取組を進めるとともに、子どもの変化を見逃すことのないようさらに注視していくことでいじめの早期発見・早期対応に努める。専門機関・カウンセラーとの連携を図り、効果的な対応を講じていく。22年度新規事業の「いじめ・不登校ZERO事業講演会」等を活用して、児童生徒自身の問題解決能力の育成を図る。

小中一貫教育においても、平成25年度の全面実施に向けて小・中学校の教職員が連携する取組や広報活動をさらに強化していく中で、いじめ・不登校対応の充実等を図っていく。



いじめ根絶スクール集会

※ 三条市SSN事業：「地域の子どもは地域で育て守る」ために三条市では、問題行動の未然防止と様々な困難を抱える児童生徒・保護者を支援するため地域・関係機関とのネットワークを組織し、「SSN（スクーリング・サポート・ネットワーク）」として推進・拡充してきた。学校と家庭では解決困難なケースに対応するサポートチームの総称である。

1-(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【学校教育課】

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に配置する特別支援教育指導員を 33 人から 36 人に増員するとともに、教職員の研修会を 5 回実施し、特別支援教育の充実を図った。

【評価】 B

平成 19 年度に特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、特別支援学級の児童生徒だけの教育から、全校を対象にし、一人ひとりの特別な教育的ニーズに合わせた支援に対象が広がった。

年々、配置要望が多くなっている特別支援教育指導員を 3 人増やすことで特別支援教育の充実が図られた。また、教職員の研修についても、教職員のニーズに合わせて、計画的に実施することができた。

【今後の方針】

特別支援教育の推進には、今後も特別支援教育指導員の配置増が必要である。従来の特別支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等の児童生徒等への学習支援を充実していく必要がある。

また、教職員への研修会の充実については、対象も拡大し、回数も増やしてきた。今後も、教職員のためのセミナー研修のような形を継続し、系統的な研修を実施していく。

さらに、月々岡養護学校が担う地域の特別支援教育のセンター的機能を生かし、研修においても共同で実施するなど、連携を強化していく。



特別支援教育研修会

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親と子のふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

《主な取組》

(1) 三条版放課後子どもプラン 【子育て支援課】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進します。

(2) 家庭教育講座の開設 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) 子どもの生活習慣定着の取組 【子育て支援課】

家庭、学校や地域での活動を通じて子どもたちの基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを学べるよう啓発活動に努めます。（「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進など）

(5) 学校評議員制度の活性化 【学校教育課】

学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などの学校運営に関する意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(6) スクールアシスタント制度 【学校教育課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築 【学校教育課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進します。



ブックスタート事業

《平成21年度の点検、評価等》

2-(1) 三条版放課後子どもプラン

【子育て支援課】

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

すべての小学校区において、放課後の一定時間など子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所の確保を地域の参画を得ながら推進する。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校を利用して地域の方々の参画を得て、地域住民と子どもたちが、勉強やスポーツ、文化活動など、様々な交流活動等を行う場をつくる。

【評価】 B

各教室へ運営委託料を配分することで、より地域性を生かした教室運営が実施できた。
開設予定の保内小、裏館小については、運営体制の構築に時間を要し、平成21年度内の開設には至らなかったものの、保内小については、平成22年度の早期に開設できる予定となっていることから、ほぼ成果目標は達成できた。

【今後の方針】

引き続き地域性を生かした教室運営が継続できるよう、支援に努めるとともに裏館小での開設を速やかに進めるよう取り組んでいく。

また、学校内に児童クラブがあるその他の小学校を中心に、順次教室の開設に努めることで、三条版放課後子どもプランの推進を図る。

2-(2) 家庭教育講座の開設

【子育て支援課】

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者を対象に子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化事業

幼児期から子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【子育て支援課子育て講座】 保育所：21回885人、小学校：24回850人、
中学校：9回807人

【公民館】家庭教育講座：2回27人、笑顔で子育て講座：3回21人

【評価】 B

昨年度まで子育て支援課と各公民館でそれぞれ開催していた家庭教育講座や、市全域を対象とした「子育て講演会」の実施を見直し、ほぼ子育て支援課に一元化した。こうした講座の内容や実施方法の見直しに伴い家庭教育講座の参加人数は減少したが、参加者の講座満足度は、「とても役に立った」・「役に立った」を含め、目標としていた80%を超えた。市内の全保育所・小学校・中学校において、統一テーマによる子育て講座を実施したことで、家庭の教育力向上には成果があったと思われる。

講演テーマは次のとおり。

- 幼児期：「今、親として、大切なこと～子どもの“できる”力・可能性を摘んでいませんか？」
- 就学期：「あなたが、“出来ない”子にいませんか？」
- 思春期：「親は、最強サポーター！ ～そのために大切なこと～」

【今後の方針】

21年度に実施したライフステージに応じた基礎的な家庭教育講座（子育て講座）を継続して実施することにより、家庭の教育力の向上に努めたい。

また、妊娠期間における子育て講座や、すまいるランドを始めとする子育て支援センターにおいて、主に乳幼児期の子どもを持つ保護者を対象にした子育て講座などを実施し、参加人数の増加に努めたい。

2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 A

平成 21 年度は、健康相談会対象者が 791 人、配布者数は 767 人（会場配布者数 738 人、図書館内配布者数 29 人）で、全体の対象者は減少しているが、配布者数が前年を上回り、結果、配布率は 97.0%と向上した。また、図書館における絵本の貸出数が前年度に比べ 8,461 冊の増加となった。これは、子育て拠点施設すまいるランドと連携する栄分館のリニューアルオープンと、ブックスタートによる絵本普及運動の効果を反映していると思われる。

総じて、ブックスタート事業については、健康相談会来場者への手渡しがほぼ確実にできている。また、来場されなかった方への図書館での配布も前年度と同数行うことができ、配布率を高めることができた。絵本の貸出についても順調に増加し、家庭での読書環境の整備につながっていると考えられる。

【今後の方針】

今後も、健康相談会に参加しなかった方への図書館内（本館・栄分館・下田分館）での配布の案内をていねいに行い、高い配布率を維持していく。

絵本についても、ブックスタートワーキング会議において、絵本の種類や絵本に親しむ催し等の見直しや検討を図りながら、貸出の拡大等につなげていきたい。

2-(4) 子どもの基本的な生活習慣定着の取組

【子育て支援課】

【目的】

子どもが基本的な生活習慣や日常生活を過ごす上でのマナーを身に付けること。

【内容】

保育所、学校や放課後子ども教室など地域における活動を通じて、あいさつ運動等を実施するとともに、家庭において「早寝・早起き・朝ごはん」の重要性など、子どもたちが基本的な生活習慣を学べるよう各種資料を配布し、啓発活動に努める。

【主な事務事業】

① 生活習慣定着についての啓発活動

「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料（ポスター30部）を、公民館及び社会教育施設等へ配布し、掲示により啓発した。啓発資料（パンフレット）は、900部を1歳6か月健診にて配布、850部を小学校の子育て講座開催時に配布説明し、啓発活動を行った。

【評価】 B

子育て支援課で開催した小学校での子育て講座（24回）、1歳6か月健診（24回）において、パンフレットを配布・説明することで、啓発活動に努めた。「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会事務局からの啓発資料に限りがあったため、啓発を行った人数は、目標値に達しなかったが、啓発回数は目標を達成することができた。

また、啓発活動として、パンフレットを配布するだけでなく、説明を行うことで、普及啓発に成果があったと思われる。

【外部の方からの主な意見等】

全国協議会事務局からの啓発資料に限りがあったのであれば、自前で作って啓発活動に努めてはどうか。

〔市の対応状況〕

平成22年度は、指摘のとおり自前でパンフレットを作成し、啓発活動に努める。

【今後の方針】

全国協議会事務局からの啓発パンフレット「早寝・早起き・朝ごはん」のほかに、市独自で啓発パンフレットを作成し、一層の普及・啓発を図る。

また、1歳6か月健診や小学校での子育て講座時に加え、保育所における子育て講座や3歳児健診時にも配布・説明を行い、活動の場の拡大にも努める。

2 - (5) 学校評議員制度の活性化

【学校教育課】

【目的】

地域に開かれた、特色のある学校とすること。

【内容】

学校運営に関する情報を開示した上で、学校評議員等から学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などに対する意見を求め、それらを参考にしていって地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 学校評議員会の開催

学校の教育活動についての意見を聴取し、また、今後実施が予定されている学校評価などの学校運営全般について意見を交わす場として、各小中学校に設置されている学校評議員会の運営を支援する。

【評価】 A

評議員会の開催回数は、32 か校 125 回で、平均すると 1 校当たり約 4 回の開催となっている。前年度と同程度の開催状況であった。また、小中一貫教育の推進により、学校評議員の中には、中学校区単位の小中一貫教育推進協議会のメンバーの一員となり、目指す児童生徒像などの検討に当たった者もいた。

学校評議員会の開催や運動会や文化祭等の学校行事においても、参加をいただきいろんな意見を聞くことにより、学校教育活動の理解が深まり、地域の方の学校への関心が高まってきていると感じている。

【今後の方針】

地域に開かれた特色ある学校づくりという理念を達成するため、学校訪問等で、学校評議員会の更なる内容の充実が図れるよう各学校の特色を活かしながら、適切な助言を行っていききたい。

また、開催回数が少ない学校に対しては、学校評議員の趣旨、目的を十分に伝えるとともに積極的な運営ができるよう指導を行っていききたい。また、1 か校で評議員会の開催がされていないことから、開催に向けた働きかけをしていく。

2-(6) スクールアシスタント制度

【学校教育課】

【目的】

地域住民に信頼される特色のある学校とすること。

【内容】

様々な課題を抱えている学校教育において、児童生徒が豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しつつ、主体的に生きていくことができる力をはぐくむことが一層重要となっていることから、学校、家庭、地域との連携を図り、学校の教育活動支援・協力者として各小中学校にスクールアシスタントを配置する。

主な業務内容としては、図書館運営の支援、本の読み聞かせ、学習補助、特別支援にかかわる児童生徒への対応、家庭科の実習補助などがあり、各学校の実態に即した仕事内容となっている。

【主な事務事業】

① スクールアシスタントの配置

学校の教育活動支援・協力者として、各小中学校にスクールアシスタント 77 人を配置した。

② スクールアシスタント研修会

スクールアシスタントの資質の向上を図るために研修会を実施した。内容としては、スクールアシスタントの服務・規律、講師による事例研修、スクールアシスタント同士の交流会・意見交換会を行い、45 人の参加があった。さらに、スクールアシスタント懇談会を実施し、43 人の参加があった。

【評価】 B

平成 21 年度の人員配置は 77 人の現状維持にとどまったが、学校図書館の飾り付けや、案内看板などを整備することで、学習環境が良くなった。また、図書館での児童生徒の落ち着きが増してきているなど効果は大きい。

さらに、研修や交流会により、スキルアップが図られ、スクールアシスタントとしての役割を認識し、学校運営に大きく貢献できたと評価できる。特に、特別支援教育の補助として教職員の負担軽減にもなっている。

交流会においては、「教頭先生や担任の先生との意見交換が大切である。」「他の図書室を見てみたい。」とか、「教室での活動や、授業においてどこまで介入してよいのか分からない。」などの意見が出ていた。今後の取り組みに大いに参考となった。

【今後の方針】

学校はややもすると閉鎖的であるといわれていることから、学校へ新たな風を吹き込み、地域からの声と学校からの声をうまくつなぐパイプ役として、特色ある学校づくりのお手伝いとなるように努める。

特に特別支援教育に関連し、子どもとの関わり方などのスキルアップも図っていきたい。更なる研修の充実を図るとともに、今年度実現できなかった月ヶ岡養護学校の視察研修等を通じて、アシスタントの資質向上に努めたい。

2－(7) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【学校教育課】

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできる機会を推進する。

【主な事務事業】

① 学校教育を共に考える参画型システムの構築

学校の教育活動に対する考えや願いなどの意見を聴いたり、取組に対しての評価をしてもらったりする学校ごとの「教育を語る会」、「育成連絡協議会」、「学校評議員会」などを組織し、共に考えるシステムの構築を図っている。

さらに、小中一貫教育の推進に向け中学校区単位で協議会等が立ち上がることから、これら組織の活用も考慮する。

【評価】 B

各小中学校において、学校評議員会や育成連絡協議会、教育を語る会等が組織され、地域や保護者の願いを大切にされた教育活動を推進している。今年度から小中一貫教育の推進に向け、全ての中学校区において、地域、保護者、学校とで組織する推進協議会を立ち上げ、推進に向けた協議が進められた。

【今後の方針】

学校ごとに、学校評議員会などを開催して地域・保護者・教職員が、共に学校教育を考える機会ができています。また、小中一貫教育の推進に伴い、各中学校区において推進協議会が立ち上がり、小中連携した取組が推進されていることから、既存の組織の有効活用を図りながら、今後とも継続した取組を推進していく。

3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

《施策の基本的方針》

21世紀は、だれもが自らの能力と努力によって自分の未来を切り拓いていくことができる柔軟で活力のある社会であることが求められています。

本市においては、平成18年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習に関する様々な相談を通じて、学習機会や学習環境の充実を図ります。

また、大学などの関係機関と連携し、多様な学習活動・文化活動を支援するとともに、これらを通じて得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進します。

《主な取組》

(1) 生涯各期における学習機会の提供 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します。

(2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

情報教育など社会生活を営む上で理解し、身に付けておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者の活躍できる場が提供できるよう努めます。

(4) 生涯学習施設の整備・充実 【生涯学習課】

地域住民の生涯学習の拠点となる下田公民館の建設や第二中学校区の公民館建設、その他生涯学習施設の整備に努めます。

(5) 生涯学習指導者の育成 【生涯学習課】

指導者を育成するための講座を開催し、各種活動の指導者育成に努めます。

《平成21年度の点検、評価等》

3-(1) 生涯各期における学習機会の提供

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

各世代の市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、青少年から高齢者といった市民のライフステージに応じた多様な学習メニューを提供する。

【主な事務事業】

① 通学合宿事業（青少年期）

市内の小学生を対象に、児童が家庭を離れ、同世代との集団生活を送りながら、学習、食事、洗濯、清掃等に自主的・主体的に取り組む体験を通じて基本的な生活習慣や協調性といった社会性を身に付けさせる。（2講座、47人参加）

② 教養講座（成人期）

絵画や茶道、書道などの教養を高めるための講座や英会話など実用的な講座を開催し、市民の学ぶ場を提供する。（65講座、15,674人参加）

③ 高齢者教室（高齢期）

高齢者を対象として、現代社会を生きていく上で必要な知識の習得はもちろんのこと、趣味、教養等に親しみ学ぶ場を提供する。（12講座、4,508人参加）

【評価】 C

平成21年度から、これまでは公民館主催で各保育所を会場に行っていた乳幼児期の子育て関連講座を子育て支援課に移管したこと、成人対象講座や大学との連携講座の減少したことなどにより、公民館主催事業数及び参加者が減少した。その結果、43,900人の目標値に対して41,020人となり、目標を達成できなかった。

通学合宿など青少年期の体験事業は保護者及び参加者から有意義な事業として評価されている。一方、社会経済情勢の急激な変化により市民の社会教育へのニーズも多様化している。趣味的な講座や健康・生活に関する講座への参加者は比較的安定しているが、少子高齢化の進展などにより学習者が減少傾向にある。

【今後の方針】

通学合宿事業など青少年期の課題を捉えた事業を着実に実施する一方、現代的課題をテーマとして生涯各期において求められる知識を把握するなど、新たな市民ニーズの掘り起こしをした上で、積極的な広報等により幅広い年代層から公民館事業に参加いただくよう努めたい。

3 - (2) 現代的な課題などの学習

【生涯学習課】

【目的】

市民が、現代社会を生活する上で必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要のある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

【主な事務事業】

① パソコン教室

基本的なパソコンの操作、各種ソフトの活用などを学ぶことができる場を提供する。
(8講座、411人参加)

② 待ったなし！現代講座

環境問題を始めとした様々な現代的課題について、市民に学びの場を提供する。
(1講座、7人参加)

【評価】B

情報化社会の今日、パソコン技術の習得は不可欠であるという認識から、各公民館では初心者を中心としたパソコン講座を開催している。その結果、411人より受講いただき、一定の成果が上がっている。全体では、国際理解講座や情報教育（パソコン教室）、環境問題への取組などを行った結果、14講座を開催し3,085人の受講者数を確保することができた。

生涯学習・社会教育の核である公民館講座等を中心としてさまざまな機会を捉えて現代的課題をテーマとした講座を開催してきた。

【今後の方針】

今後とも情報教育の重要性は高まると考えられることから、引き続き現代的課題としてパソコン講座を開催していく。また、グローバルな視点から国際社会を理解することも大切であるため国際理解講座や男女共同参画社会の重要性を学ぶための講座を開催するとともに、住環境の安全や環境問題、健康で長生きできる健康体操の普及等にも対応できるよう努めたい。

また、今までとは異なった視点での課題を見つけ講座化していけるよう検討したい。

3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

【目的】

市民が、自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民が自発的に学習を進めることができるよう、生涯学習指導者養成講座やボランティア養成講座の修了生が、これらの講座で得た知識や成果を生涯学習人材バンクへの登録を通じて広く市民に還元できる仕組みづくりを推進する。

【主な事務事業】

① 生涯学習人材バンク名簿整備事業

生涯学習指導に関する講師、指導者、ボランティアを含めた「三条市生涯学習人材バンク名簿」を整備（改定）する。

② 生涯学習人材バンク名簿活用促進事業

「三条市生涯学習人材バンク名簿」（冊子）を学校や関係機関等 186 か所に配布した。また、広報さんじょうや市のホームページを通じて広く市民に対して周知するとともにその活用を促す。

【評価】 A

平成 21 年度、市が主催する講座の参加者や生涯学習指導者養成講座の修了生に対して「三条市生涯学習人材バンク名簿」への登録を積極的に促したことで、登録者が 71 名増加した。また、学習相談等で市民から指導者紹介依頼を受けた際、人材バンクの登録者を積極的に紹介してきた結果、人材バンクの登録者数及び活用件数ともに伸びた。

【外部の方からの主な意見等】

評価シートで、対象者を「市民（高校生以上）」から「市民（高校生世代以上）」に改めてもらったように、この取組に限らず誤解を生まない表記、市民目線に立った表記に努めてもらいたい。

〔市の対応状況〕

表現方法に配慮するとともに、職員の意識付けとして市民目線での事業推進に努めていく。

【今後の方針】

来年度以降は、登録者数の増加を引き続き促していくとともに、活用件数の増加を図るため、人材バンク登録者が自主的に講座を企画し活動できる新たな仕組みを構築するとともに、人材バンク名簿の配布方法を工夫するなどして、市内小中学校に対して人材バンクの周知・活用を進めたい。

3-(4) 生涯学習施設の整備・充実

【生涯学習課】

【目的】

市民が、生涯を通して生き生きと学ぶことができる学習拠点の整備を図ること。

【内容】

公民館等の生涯学習施設の整備を進めることで、市民が生き生きと学ぶことができる環境整備を行う。

【主な事務事業】

① 図書館栄分館整備事業

平成 21 年 4 月 26 日移転改装オープン（栄庁舎内）

延床面積：223 m² 蔵書数：18,000 冊（うち絵本 4,000 冊、児童書 4,000 冊）

施設内容：一般閲覧席 10 席、児童閲覧席 10 席、絵本コーナー、
情報コーナー端末 3 台

② （仮称）第二中学校区公民館建設事業 ※三条東公民館

建設場所 三条市興野一丁目 13 番 70 号（旧県立三条東高等学校跡地）

構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積：約 971.37 m²

施設内容 多目的ホール 1・2、会議室、和室、駐車場、授乳室、ペレットストーブ、太陽光発電装置 ほか

【評価】 B

第二中学校区公民館（三条東公民館）の整備は、当初計画になかった太陽光発電設備の導入や市民の利便性向上のための設備変更などあったが、スケジュール管理の徹底により概ね計画どおりの整備が図られた。（平成 22 年 4 月竣工）

また、施設整備と併せて各種事業の充実を図った結果、社会教育施設利用者が増加するなど一定の成果を上げることができた。

【外部の方からの主な意見等】

評価において、施設の整備状況のみにとらわれず、施設利用者数に着眼することはいいことである。事業の目的・効果を常に意識し、手段としての事業実施が目的化することのないよう留意されたい。

〔市の対応状況〕

事業を進める上で、本質的に求められる効果や最終の目的がどこにあるかを意識しながら評価を心がけていく。

【今後の方針】

第二中学校区公民館（三条東公民館）の整備・設置をもって、本市における社会教育関係インフラ整備はひと区切りとなる。今後は既存施設の修繕を計画的に行うとともに、施設整備の効用を活かすための事業の企画に努める。



三条東公民館

3-(5) 生涯学習指導者の育成

【生涯学習課】

【目的】

市民が、学習活動で得た成果を再び市民に還元すること。

【内容】

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学ぶことのできる環境づくりはもちろんのこと、学んだことを再び市民、地域等に還元できるよう生涯学習指導者を養成するための講座を開催する。

【主な事務事業】

① ITリーダー養成講座

パソコン操作についての初心者への指導方法についての講座を開催する。

② レクリエーションリーダー養成講座

レクリエーションの指導方法についての講座を開催する。講座修了生は、生涯学習人材バンクに登録され、三条市生涯学習ボランティアとして活動ができる。

【評価】 B

前年度に引き続き3講座を開催した結果、ITリーダー養成講座は10人、レクリエーション養成講座は16人、漢学の里ボランティア養成講座は7人の参加者があり、前年度合計より11人増加し、一定の成果が認められた。

また、ボランティア養成講座の参加者増加に伴い、ボランティアの研修機会や活動機会も増やしていくことが必要になってきている。

【今後の方針】

平成22年度から、ITリーダーおよびレクリエーションの活動は、主な活動場所である公民館へ事務移管する。また、漢学の里ボランティアも同様に諸橋轍次記念館へ事務移管する。ボランティアが自主的に活動できるように、各施設の事務局と生涯学習課が連携しながら、研修内容の検討や研修機会、活動機会の充実を図る。



ITリーダー養成講座



ボランティア養成講座

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

《施策の基本的方針》

これまで本市は、地域の貴重な文化遺産を文化財に指定し、また開発行為に伴う遺跡の発掘調査により埋蔵文化財の記録保存を行うなど文化財の保護に努めてきました。

今後も文化財の対象調査やその他の歴史文化遺産の調査・保存活動は継続する必要があります。

また、民俗芸能の鑑賞会や歴史講座等の開催による文化遺産の公開・活用は、市民のふるさと意識の醸成に欠かせないことから、引き続きこれまでと同様に進めていきます。

《主な取組》

(1) 指定文化財などの対象調査・保護 【生涯学習課】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、その保護に努めます。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化財保護団体等への支援 【生涯学習課】

芝地鶏等級審査会等の事業を共催、後援するなど、文化財保護団体の活動を支援します。

(4) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習課】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史に触れる機会の充実を図ります。

《平成21年度の点検、評価等》

4-(1) 指定文化財などの対象調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を文化財として指定し、滅失することのないように保護すること。

【内容】

指定文化財・登録文化財の対象調査を行い、文化財指定等を行うことにより貴重な地域の文化遺産を保護する。

【主な事務事業】

① 指定文化財の対象調査

地域の文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための調査を行う。

② 文化遺産リスト作成

市内所在の文化財の適切な保護を図るための基礎資料として文化遺産リストを作成する。

【評価】 B

平成21年度の成果目標を指定・登録文化財件数を42件としていたが、三条市歴史民俗産業資料館（旧武徳殿）を国登録有形文化財に、来迎寺観音堂、八木ヶ鼻を三条市指定文化財に登録及び指定を行った結果、実績数は45件となり成果目標を達成した。

また、中心市街地歴史的建造物調査を実施し、254件の歴史的建造物が所在することが明らかになり、今後の保存、活用のための基礎資料の整備を進めた。

【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査を進めるとともに、新たに歴史的建造物総合調査を実施し、調査により価値が明らかにされ保護の緊急性や重要度の高い物件については、すみやかに国登録文化財や市指定文化財に登録・指定を行い、文化財の保存・活用を進める。

中心市街地歴史的建造物調査については、今年度の調査で明らかになった歴史的建造物の詳細調査を実施し、文化財保護や良好な街並み景観形成、中心市街地活性化などのまちづくりに活かすための基礎資料を整備する。



中心市街地歴史的建造物調査

4 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財を開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法により、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整を行い、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 県営農地環境整備事業北五百川地区関係 五百川遺跡ほか本発掘調査

県営農地環境整備事業北五百川地区により破壊される五百川遺跡本発掘調査を行い保護する。

② 県道長岡・栃尾・巻線工事関係 新屋大和田遺跡本発掘調査

県道長岡・栃尾・巻線工事により破壊される新屋大和田遺跡の本発掘調査を行い保護する。

③ 栄総合体育館建設予定地内関係 新堀遺跡発掘調査

栄総合体育館建設により破壊される新堀遺跡の本発掘調査を行い保護する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、11件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

また、県営農地環境整備事業北五百川地区に伴う五百川遺跡の発掘調査や栄総合体育館建設に伴う新堀遺跡の発掘調査では、工事スケジュールの関係で早期の調査完了が求められ、当初から開発事業との調整を図り効率的に発掘調査を行うことで、工事計画への影響を最小限に抑えることができた。

開発予定に伴う照会件数は年間 100 件を超えており、そのうち民間からの問い合わせも多く、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について調整するという仕組みが定着し、適切に保護が図られている。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

また、開発行為者が開発行為をするに当たり埋蔵文化財所在地が把握できるように、遺跡地図情報について市地理情報システムへのデータ掲載を検討する。

4－(3) 文化財保護団体等への支援

【生涯学習課】

【目的】

文化財の保護活動を行う団体の会員数が増加すること。

【内容】

文化財保護団体への事業共催・後援、保護活動への助成、専門的な助言、文化財関係資料・情報提供などを行い、文化財保護団体の活動を支援する。

【主な事務事業】

① 無形文化財後継者育成事業補助金

新潟県指定無形民俗文化財三条神楽の保存団体である三条神楽保存会、三条市指定無形民俗文化財栄神楽の保存団体である栄神楽保存会の後継者育成事業に対し補助を行う。

② 日本鶏保存会運営費補助金

三条市指定天然記念物芝地鶏（日本鶏）の保護団体である日本鶏保存会の芝地鶏（日本鶏）等級審査会事業などに対し補助を行う。

【評価】 A

文化財保護団体は、12団体から17団体に、会員数の合計は1,096人から1,209人に増加し目標を達することができた。これは、これまでの文化財保護団体への支援や報告会、講演会などの文化財活用事業を団体と一緒にすることなどで市民の間に文化財について学んだり活用したりする活動が盛んになった成果と捉えている。

【今後の方針】

国や民間財団による文化財保護団体への助成事業の募集などの情報を周知し、活動の充実が図れるようにする。

文化財活用事業について、文化財保護団体と連携して取り組むようにし、広く市民にふるさと意識の醸成を図る。

4－(4) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民に保護意識が涵養されること。

【内容】

三条かぐら鑑賞会、栄神楽鑑賞会、歴史講座、文化財めぐり、文化財講演会、縄文体験講座、遺跡体験教室、中心市街地歴史的建造物調査報告会などを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。

【主な事務事業】

① 文化財めぐり

市内外の文化財を見学し、文化財に対する保護意識を涵養する。

② 三条歴史講座

郷土史、文化遺産など様々な観点から三条の歴史を知る講座を開催する。

③ 文化財講演会

新しく国登録有形文化財に登録された文化財をテーマに講演会を開催する。

【評価】 A

歴史民俗産業資料館・下田郷資料館・三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会入場者数、歴史講座・文化財めぐり・遺跡体験教室などの参加者数が、平成20年度より4,172人増加し、当該年度目標達成率177.4%となり成果目標を大きく上回ることができた。

特に、歴史民俗産業資料館では、他部局と連携して開催した石川雲蝶展などに入館者が多くあり、昨年度より入館者数が大幅増加し約4,600人となった。また、今年度は隔年開催のため遺跡発掘調査速報巡回展（平成20年度入場者数950人）を実施しなかったが、新しく国登録有形文化財となった文化財をテーマとした文化財講演会や中心市街地歴史的建造物調査報告会などを新たに開催し、ふるさと三条の歴史に親しむ市民が着実に増え、地域の誇りや歴史を愛する心をはぐくむことができた。

【今後の方針】

国登録文化財や市指定文化財に登録、指定された物件については、公民館や文化財保護団体と連携し、積極的に公開活用を図る。また、信濃川火焰街道連携協議会に加盟し、他市町と連携しながら、三条の縄文時代の遺跡の活用を進める。

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成 21 年度）

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

○4月23日 平成21年第4回定例会

報告：報第1号 平成20年度第3回三条市社会教育委員会議会議録

報第2号 平成20年度第3回三条市公民館運営審議会議会議録

報第3号 平成20年度第3回三条市図書館協議会議会議録

議事：議第1号 三条市社会教育委員の委嘱

議第2号 三条市公民館運営審議会委員の委嘱

議第3号 三条市図書館協議会委員の委嘱

議第4号 三条市文化財保護審議会委員の委嘱

その他：次回定例会の日程について（以後、毎定例会に同じ。）

○5月21日 第5回定例会

議事：議第1号（仮称）第二中学校区公民館建設建築本体工事請負契約の締結

その他：小中一貫教育関係の概要報告

○6月30日 第6回定例会

報告：報第1号 平成21年度第1回三条市学校給食共同調理場運営委員会議会議録

報第2号 平成21年度第1回社会教育委員会議会議録

報第3号 平成21年度第1回公民館運営審議会議会議録

議事：議第1号 三条市指定文化財の指定に関する諮問（来迎寺観音堂・八木ヶ鼻）

その他：(1) 教育に関する事務の点検評価（事後評価シート）

(2) 小中一貫教育関係の概要報告（一体型構想案）

(3) 三条市議会6月定例会の概要

ア 三条市幼児等医療費助成条例の一部改正

イ 三条市配偶者暴力被害者生活支援給付金

ウ 統合保育所及び保内子育て支援センター建設事業

エ 新潟県緊急雇用創出事業

○7月27日 第7回定例会

教育委員長の選挙・教育長の任命・職務代理委員の指定・議席の決定

報告：報第1号 平成21年度第1回三条市図書館協議会議会議録

議事：議第1号 平成22年度使用教科用図書の採択

その他：(1) 教育委員の学校訪問

(2) 小中一貫教育関係の概要報告

○8月11日 1回協議会

協議事項：学校施設の耐震化

○8月26日 第8回定例会

報 告：報第1号 平成21年度第1回三条市文化財保護審議会会議録

議 事：議第1号 三条市指定文化財の指定（上野原遺跡出土品、経塚山遺跡出土鉄斧、
来迎寺観音堂、八木ヶ鼻）

議第2号 平成21年度教育に関する事務の点検及び評価

その他：(1) 三条版スクールニューディール構想等
(2) 平成21年度全国学力・学習状況調査
(3) 小中一貫教育関係の概要報告

○9月24日 第9回定例会

その他：(1) 三条市議会9月定例会の概要

ア 三条市立保育所条例の一部改正

イ 統合保育所建設事業用地取得

ウ 耐震化及び三条版スクールニューディール構想

エ 保育所の耐震化

オ 決算認定

(2) 子育てサポートファイル及び父子手帳（Enjoy パパ手帳）

(3) 小中一貫教育関係の概要報告

○9月24日 2回協議会

協議事項：平成21年度全国学力・学習状況調査の結果

○10月27日 第10回定例会

その他：(1) 緊急経済対策事業の執行留保の解除

(2) 小中一貫教育関係の概要報告

(3) 平成21年度三条市教育委員先進地視察

○11月24日 第11回定例会

議 事：議第1号 三条市公民館条例の一部改正

議第2号 動産の取得（小学校教育用パソコン）

議第3号 動産の取得（小学校校務用パソコンほか）

議第4号 動産の取得（小学校提示用教材備品） 2号～4号一括審議

その他：(1) 福多・大和統合保育所基本設計（案）

(2) 小中一貫教育関係の概要報告

○12月24日 第12回定例会

報 告：報第1号 平成21年度第2回公民館運営審議会会議録

議 事：議第1号 第一中学校区小中一貫教育小・中学校一体型教育施設整備構想

議第2号 三条市立一ノ木戸小学校施設整備構想

議第 3 号 三条市立裏館小学校施設整備構想

議第 4 号 三条市学校給食施設整備構想

その他：(1) 三条市議会 12 月定例会の概要

(2) 学校における新型インフルエンザ対応

(3) 小中一貫教育関係の概要報告

○ 1 月 28 日 平成 22 年第 1 回定例会

報 告：報第 1 号 平成 21 年度第 2 回三条市社会教育委員会議会議録

議 事：議第 1 号 三条市の幼児教育

議第 2 号 三条市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

議第 3 号 三条市公民館条例施行規則の一部改正

議第 4 号 平成 22 年度全国学力・学習状況調査の実施

議第 5 号 子どもがつくる弁当の日の実施

その他：小中一貫教育関係の概要報告

○ 2 月 18 日 第 2 回臨時会

議 事：議第 1 号 平成 21 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）

議第 2 号 平成 22 年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）

○ 2 月 26 日 第 3 回定例会

議 事：議第 1 号 三条市奨学金貸与条例の一部改正

議第 2 号 三条市奨学規則の廃止

議第 3 号 三条市私立高等学校学費助成要綱の廃止

議第 4 号 土地の取得（第一中学校区小中一体校建設事業用地）

議第 5 号 土地の取得（一ノ木戸小学校改築事業用地）

議第 6 号 平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施

議第 7 号 市立学校教職員の人事異動（非公開）

その他：(1) 平成 21 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

(2) 小中一貫教育関係の概要報告

(3) 平成 21 年度小中学校卒業式参列者

○ 3 月 26 日 第 4 回定例会

報 告：報第 1 号 教職員の人事異動

報第 2 号 平成 21 年度第 2 回三条市学校給食共同調理場運営委員会議会議録

議 事：議第 1 号 三条市公民館運営審議会委員の委嘱

議第 2 号 三条市教育委員会規則等の一部改正

議第 3 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正

議第 4 号 三条市スクールバス運行規則の一部改正

議第 5 号 三条市幼児教育推進会議要綱の制定

議第6号 三条市幼保小連携会議の制定

その他：(1) 三条市議会3月定例会の概要

(2) 小中一貫教育関係の概要報告

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活/動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

○日程及び訪問校

平成21年10月14日 第一中学校 条南小学校 大面小学校 栄中学校
16日 大島中学校 大島小学校 上林小学校 第三中学校
21日 一ノ木戸小学校 三条小学校 月岡小学校 西鱈田小学校
22日 森町小学校 飯田小学校 長沢小学校 本成寺中学校

3 教育委員の行政視察

三条市における学校グラウンドの芝生化、学校給食センターにおけるオール電化設備等の取組及び小中一貫教育の施設概要検討に資するため、これらを導入している学校を視察した。

○日程及び視察先

平成21年11月12日 静岡県磐田市立富士見小学校
13日 神奈川県大井町学校給食センター
神奈川県川崎市立はるひ野小学校・はるひ野中学校

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（4月20日 新潟市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（5月18日・19日 村上市）
- ・長岡市教育センター等視察（5月21日 長岡市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会研修会（7月28日 新潟市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10月15日 燕市）

5 その他の出席

- ・小中学校卒業式、小中学校周年事業記念式典、小中一貫教育検討委員会、成人式、市展、スポーツ大会等

○三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会 文化研究科准教授
委員長職 務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	前三条市立西鱒田小学校長
委 員	(わかすぎ としゆき) 若杉 利行	三条市P T A連合会副会長

・任期：平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

○第1回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成22年7月13日（火）
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 開会あいさつ
 - 3 教育に関する事務の点検及び評価について
 - ・進め方等について
 - ・事後評価シートについて
 - 4 閉 会

○第2回三条市教育事務点検評価委員会（出席：全員）

- ・日時 平成22年8月20日（金）
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・次第
 - 1 開 会
 - 2 教育に関する事務の点検及び評価について
 - 3 閉 会